

仕様書

1 委託業務の名称

伝統工芸品と食との連携プロモーション事業運営業務

2 委託業務の期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

3 委託業務の目的

本県には、高岡銅器、井波彫刻、高岡漆器、庄川挽物木地、越中和紙、越中福岡の菅笠の6つの国指定伝統的工芸品がある。また、越中瀬戸焼、高岡鉄器、高岡仏壇、とやま土人形、富山木象嵌の5つの県指定伝統工芸品がある。しかし、景気の動向や生活様式の変化、安価な輸入品の増加等により、全国的にも売上げが減少し、県内においては販売額・従事者数がピーク時から大きく減少するなど、厳しい局面を迎えている。

本業務では、テーブルウェア・カトラリーやインテリアなど、食分野に関わる伝統工芸品を県内の寿司店に普及させることにより、伝統工芸産業の振興を図ることを目指す。

4 委託業務の内容**(1) マッチング機会の企画・実施**

県内の寿司を提供する飲食店において、伝統工芸品の新たな販路開拓を促進するため、飲食事業者と伝統工芸事業者とのマッチング（寿司職人に向けた伝統工芸事業者工房巡り、伝統工芸事業者に向けた寿司店における商談等）や既存商品のブラッシュアップ、新商品共同開発の機会を創出する。

<留意事項>

- ・企画内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・今後の商品開発や普及にあたってニーズを把握するため、飲食事業者からのフィードバックを収集できるよう企画内容・実施方法を工夫すること
- ・飲食事業者、伝統工芸事業者の参画を得られるよう、企画内容・実施方法を工夫すること。

(2) 伝統工芸品の活用事例の発信

県内の寿司を提供する飲食店において伝統工芸品の普及を図るため、伝統工芸品と寿司とのコーディネート事例を県 HP「寿司といえば、富山」などにて発信するコンテンツを作成する。

<留意事項>

- ・企画内容については、県と協議の上、決定すること。
- ・飲食事業者や伝統工芸事業者にも情報発信の協力を得られるよう、企画内容・実施方法を工夫すること。

(3) 伝統工芸×寿司の魅力を体感できるイベントの企画・実施

寿司をきっかけに富山県の歴史・文化への理解を深めていただくことを目的として、県内の寿司を提供する飲食店において伝統工芸品の器などを使った料理を楽しめるイベントを企画・実施する。

<留意事項>

- ・企画内容については、寿司と伝統工芸品への理解を深めるものとし、県と協議の上、決定すること。
- ・飲食代は参加者からの実費徴収とすること。

(4) 意見交換会の実施

伝統工芸事業者やクリエイターなどの専門人材の意見を取り入れながら本事業を効果的に運営・実施するため、関係者による意見交換会を実施する。

5 成果物及び提出物

本業務完了後、以下の報告書を電子データにて提出すること。

- ・調査結果報告書
- ・事業結果報告書

6 守秘義務

受託事業者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

7 その他

- (1) 企画提案書では、プロポーザル参加者の創意工夫を生かした提案が可能であり、事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、本仕様書に記載のない事項であっても、新たな提案をすることができます。
- (2) この仕様書は、プロポーザル実施用のものであり、委託契約時には受託候補者との協議内容等を踏まえ、これを修正することがあります。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点については、県と受託事業者が必要に応じて協議するものとします。
- (4) 業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (5) 本業務により取得した個人情報、富山県に無断で第三者に提供することはありません。
- (6) 委託業務に伴って生じた著作権については、原則として富山県に帰属するものとします。また、受託事業者は、本委託業務の実施のために必要な第三者の著作権・肖像権については、事前に書面にて許諾を得るとともに、県にその旨を書面により報告するものとします。
- (7) 本業務は、国の交付金を活用した事業であることから、会計検査等の対象となるので、必要に応じて、証拠書類等の提出を求める場合があります。